

○真岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

平成27年5月15日

告示第58号

改正 令和5年2月16日告示第14号

令和6年11月27日告示第167号

令和8年1月28日告示第15号

(目的)

第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により、住民票の写し等を第三者に交付した場合において、事前に登録をした者に対し、その交付の事実を通知する制度（以下「本人通知制度」という。）を実施することにより、住民票の写し等の不正請求を抑止し、不正取得の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「住民票の写し等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 住基法の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
- (2) 戸籍法の規定による戸籍の謄本及び抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本及び抄本並びに除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書

2 この要綱において「第三者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 住基法第12条第1項又は第20条第1項の規定により前項第1号に掲げるものの交付を請求する者の代理人
- (2) 住基法第12条の3第1項若しくは第2項又は第20条第3項若しくは第4項の規定により前項第1号に掲げるものが必要である旨の申出をする者（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第15条の2に規定する業務のために交付の申出をする特定事務受任者を除く。）
- (3) 戸籍法第10条第1項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）の規定による前項第2号に掲げるものの交付を請求する者の代理人
- (4) 戸籍法第10条の2第1項又は第3項の規定（同法第12条の2において準用する場合を含む。）により前項第2号に掲げるものの交付を請求する者（戸籍法第10条の2第4項又は第5項（同法第12条の2において準用する場合を含む。）に規定する業務のために交付

の請求をする者を除く。)

3 この要綱において「住民基本台帳事務における支援措置」とは、次の各号に掲げる行為等による被害者を保護するため、住基法に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付又は戸籍の附票の写しの交付を制限する措置をいう。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条に規定するストーカー行為
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待
- (4) 前3号の規定に準ずる行為

（登録対象者）

第3条 本人通知制度における登録の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住基法の規定により本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記録されている者（消滅された住民票又は除かれた戸籍の附票に記録されている者を含む。）で、国内に住所を有するもの
- (2) 戸籍法の規定により本市が編製した戸籍（除かれたものを含む。）に記載されている者で、国内に住所を有するもの

2 前項の規定にかかわらず、死亡した者又は失踪の宣告を受けた者は、対象としない。

（登録の申請）

第2条 本人通知制度を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、自ら又はその代理人が真岡市本人通知制度登録（新規・更新）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市民生活部市民課又は二宮支所（以下「市民課等」という。）に直接提出することにより、市長に登録を申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、本人による申請であることを証するため、運転免許証、旅券若しくは官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等（いずれも本人の写真が貼付されたものに限り。）又はこれらの書類以外の書類で本人であることを証するため市長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の規定による申請を代理人により行おうとするときは、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類。ただし、本市に備え付けの公簿等の記載により当該事実が判明する場合は、これを省略することができる。

(2) 法定代理人以外の代理人 申請者の自署による委任状。任意後見契約による場合には、その旨の登記事項証明書

4 申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により、第1項の申請をすることができる。

(1) 疾病その他やむを得ない事由等により直接登録を申請することができない場合

(2) 本市以外に居住している場合

（登録）

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、本人通知制度の利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により本人通知制度の利用を決定したときは、真岡市本人通知制度登録者名簿（様式第2号。以下「登録者名簿」という。）への登録（以下「登録」という。）をするとともに、真岡市本人通知制度（登録・登録更新）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 登録の有効期間は、登録者名簿に登録した日の翌日から起算して3年とする。

4 市長は、登録をしたときは、当該登録をした対象者（以下「登録者」という。）に住民票の写し等を交付する際に、登録者に係るものであることを確認できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（登録の更新）

第6条 前条第3項に規定する登録の有効期間の満了日後においても引き続き本人通知制度を利用しようとする登録者は、有効期間満了日の1月前から有効期間満了日までの間に、登録の更新を市長に申請しなければならない。

2 第4条の規定は、前項の規定による登録の更新の申請について準用する。

3 市長は、第1項の規定による登録の更新の申請があったときは、その内容を審査し、登録の更新の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定による登録の更新を決定したときは、登録者名簿に更新についての記録をすることにより登録の更新を行うとともに、真岡市本人通知制度（登録・登録更新）通知書（様式第3号）により、第1項の規定により申請をした者に通知するものとする。

- 5 前項の規定により決定された登録の更新に係る有効期間は、前回の登録期間の満了日の翌日から起算して3年とする。

(登録事項の変更等)

第7条 登録者は、氏名、住所その他登録の内容に変更が生じたとき、又は本人通知制度の利用を廃止しようとするときは、真岡市本人通知制度登録（変更・利用廃止）届出書（様式第4号）を市民課等に直接提出することにより、市長に届け出なければならない。

- 2 第4条第2項から第4項までの規定は、前項の申請について準用する。

(本人通知)

第8条 市長は、第三者からの請求又は申出により登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、真岡市住民票の写し等交付通知書（様式第5号）により、当該住民票の写し等を交付した事実のほか、次に掲げる事項を当該登録者又はその法定代理人に通知するものとする。

- (1) 住民票の写し等の交付年月日
- (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
- (3) 第三者の種別

- 2 前項の規定は、登録者が国外へ転出した場合は適用しない。

(通知書の写しの警察署への送付)

第9条 市長は、第8条の規定により通知を受けた登録者又はその法定代理人のうち住民基本台帳事務における支援措置を受ける者より、あらかじめ同意を得ている場合は真岡市住民票の写し等交付通知書（様式第5号）の写しを栃木県真岡警察署に送付することができる。ただし、住民基本台帳事務における支援措置を受ける期間が終了した場合、これを行わないものとする。

(登録の抹消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を抹消するものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による登録の更新の申請がなされないまま第5条第3項に規定する登録期間が満了したとき。
- (2) 第7条第1項の規定による本人通知制度の利用の廃止に係る届出がなされたとき。
- (3) 登録者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (4) 登録者名簿に登録されている住所につき、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定による住民票が職権消除されたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から適用する。

附 則（令和5年告示第14号）

（適用期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の適用の際現にある、第3条及び第4条の規定による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則（令和6年告示第167号）

（適用期日）

1 この要綱は、令和6年12月2日から適用する。ただし、第1条の規定は、令和7年12月2日から適用する。

（経過措置）

2 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の様式（次項に規定する様式を除く。）に係る用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 第1条の規定の適用の際、同条の規定による改正前の真岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の様式第1号及び様式第4号に係る用紙で、現存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

改正文（令和8年告示第15号）抄

令和8年1月28日から適用する。

様式第1号（第4条、第6条及び第9条関係）

様式第1号（第4条、第6条及び第9条関係）（表）

真岡市本人通知制度登録（新規・更新）申請書

（あて先）真岡市長

真岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項又は第6条第2項において準用する第4条第1項の規定により、次のとおり（新規登録・登録の更新）を申請します。

		届 出 日	年 月 日	
登 録 対象者 (申請者)	フリガナ			明治・大正・昭和・平成
	氏 名			生年月日 年 月 日
	住 所	〒		
	本 籍			
	連絡先	[☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ その他]		
代理人	区 分	☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人（登録者との関係）		
	フリガナ			明治・大正・昭和・平成
	氏 名			生年月日 年 月 日
	住 所	〒		
	本 籍			
	連絡先	[☐ 自宅 ☐ 携帯 ☐ その他]		
現 住 所 が 本市以外の場合	【市外に転出する前に住民登録していた住所】 真岡市			
本 籍 が 本市以外の場合	【市外に転籍する前の本籍・筆頭者】 真岡市 筆頭者 ()			
通 知 の 送 付 先	☐ 登録対象者（申請者）の住所に送付することを希望します。 ☐ 法定代理人の住所に送付することを希望します。			

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する口にレ印を記入してください。
 2 申請の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
 (1) 窓口に来たあなたが申請者本人であること、又は代理人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）
 (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 ただし、本市にある戸籍等で確認できる場合は省略できます。
 (3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任者本人の自署・押印による委任状と委任者本人の確認書類「コピー可」）

※事務処理欄					
受 付	本人等の 確 認 書 類		入力及び処理年月日	照合/確認	備 考
	☐本 人 ☐法定代理人 ☐任意代理人	免許証 ・ 旅券 ・ 住基カ 在留カ その他 ()	■ ■		

同意書

私は、「住民基本台帳事務における支援措置」を受けている期間内において、真岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第8条の規定により、第三者からの請求又は申出により住民票の写し等が交付された場合には、住民票の写し等交付通知書の写しを市が栃木県真岡警察署に送付することに同意します。

住 所

氏 名

印

様式第2号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

真岡市本人通知制度登録者名簿

番号	登録年月日	登録満了日	ふりがな 氏 名	性別	生年月日	住 所 本 籍	通知先	電話番号	備考
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							
	・ ・	・ ・							

様式第3号（第5条及び第6条関係）

様式第3号（第5条及び第6条関係）

真市第 号
年 月 日

様

真岡市長 印

真岡市本人通知制度（登録・登録更新）通知書

年 月 日付で申請のありました本人通知制度登録（登録更新）については、審査の結果、本制度の利用を適当と認め、真岡市本人通知制度登録者名簿に登録することとしたので、真岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第5条第2項（第6条第4項）の規定により通知します。

登録の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
---------	---------------

- 1 第三者に登録者に係る証明書の交付をしたときは、登録者または法定代理人に「真岡市住民票の写し等交付通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。
- 2 通知書は、登録者自身に係る証明書を第三者に交付した場合に限り送付するもので、登録者と同一の世帯又は戸籍に属する方であっても登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。
- 3 通知する内容は、証明書を第三者に交付した日、その種類及び枚数並びに第三者の種別（代理人か否か）です。なお、より具体的な情報を知りたい場合は、個人情報の保護に関する法律により、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。
- 4 住所、氏名等登録した内容に変更があった場合は届出が必要です。なお、死亡、居所不明等により登録者の住民票が消除されたときは、登録を抹消します。
- 5 登録の有効期限は3年間です。引き続き登録を希望される場合は、期間満了の1か月前から更新の申込みをすることができます。

様式第4号（第7条関係）

様式第4号（第7条関係）

真岡市本人通知制度登録（変更・利用廃止）届出書

（あて先） 真岡市長

真岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり登録事項の（変更・利用廃止）を届け出ます。

		届出日		年 月 日	
届 出 人 （窓口に来られた方）	区 分	☐ 本 人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人			
	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和・平成
	氏 名				年 月 日
	住 所	〒			
	電話番号				
登録事項 （申請者又は代理人関係）	フリガナ			生年月日	明治・大正・昭和・平成
	氏 名				年 月 日
	変更内容	☐ 変更（ ☐ 本 人 ☐ 法定代理人） （変更前） _____			
		（変更後） _____ _____ _____			
		☐ 利用廃止			

- （注） 1 各欄に必要事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。
2 申請の際は、次の書類を提示し、又は提出してください。
(1) 窓口に来たあなたが申請者本人であることまたは代理人本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）
(2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
ただし、本市にある戸籍等で確認できる場合は省略できます。
(3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（委任者本人の自署・押印による委任状と委任者本人の確認書類「コピー可」）

※事務処理欄

受 付	本人等の 確 認 書 類		入力及び処理年月日	照合/確認	備 考
	☐ 本 人	免許証 ・ 旅券 ・ 住基カ	・ ・		
	☐ 法定代理人	在留カ			
	☐ 任意代理人	その他（ ）			

様式第5号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）		真市第	号
		年	月 日
様			
真岡市長		印	
真岡市住民票の写し等交付通知書			
あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、真岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり通知します。			
住民票の写し等の交付年月日	年 月 日		
住民票の写し等の種別			
住民票の写し等の交付通数	通		
交付した第三者の種別	☐ 本人等の代理人 ☐ 上記以外の者		
※ 「本人等」とは (1) 住民票の写しの場合には、本人のほかその者と同一の世帯に属する者をいいます。 (2) 戸籍謄抄本及び戸籍の附票の場合には、本人のほか当該戸籍又は戸籍の附票に記載された者、その者の配偶者及びその者の直系尊属又は直系卑属をいいます。			
この通知の内容のほか第三者交付に係る具体的な情報（請求内容等）をお知りになりたい場合は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、第三者から提出された住民票の写し等証明書に係る請求書について、自己に関する個人情報の開示を請求することができます。			
ただし、住民票の写し等の請求書の保存期間は3年間ですので、その期間を過ぎると開示することができません。			
また、開示請求が決定となった場合でも、一部非開示となることがありますのであらかじめご了承ください。			